

広島県告示第三百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成二十年四月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

馬木八本松線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市西条町下見字二神四四九番九地先から 東広島市西条町下見字大昼原四五〇番四地先まで	新	旧	一八・〇〇〇 一八・〇〇〇	三七一・〇〇	ダブルウェイ 一部拡幅 一部幅員減少 不用物件延長 一四〇・〇〇 メートル
	新	旧	一・〇〇〇 一・〇〇〇	一、〇九〇・ 〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 九三五・〇〇 メートル